

特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則

第1章 目的

第1条 この細則は特定非営利活動法人日本歯周病学会定款(以下「定款」という。)第60条により本会の事業を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員及び会議

(理事長選出)

第2条 理事長の任期が満了したときには、次期理事長が理事長となる。

(次期理事長選出)

第3条 次期理事長の選出は、この細則に基づいて理事会が行う。

- 1 次期理事長の選出は次の各号の1つに該当する場合に行う。
 - 1) 理事長が交代した年度の理事会において行う
 - 2) 次期理事長が欠けたときには、その事由が生じた日より速やかに選出する
- 2 理事会は、以下の基準を全て満たしている理事について、次期理事長有資格者として選挙管理委員会に推薦する。なお現理事長、ならびに本細則第7条1項5)の理事は次期理事長有資格者としては認めないものとする。この際、あらかじめ、有資格者から同意を得ておくものとする。
 - 1) 各種委員会委員長の経験者
 - 2) 学術大会大代表の経験者
 - 3) 5年以上の理事の経験者
- 3 次期理事長候補者の選挙は、次期理事長有資格者のうちから評議員が行う。
- 4 理事会は、選ばれた次期理事長候補者のうちから、本細則第7条1項5)の理事は除いた出席者の投票により、評議員会および総会に推薦する次期理事長を選出する。
- 5 次期理事長は、総会の承認を得たものとする。
- 6 この細則に定めるもののほか、次期理事長選出に関する選挙に必要な事項は別に定めた内規にて従うものとする。

(次期理事長の職務)

第4条 次期理事長は理事長を補佐し、常任理事会の構成員となった次年度に理事長となる。

(次期理事長の任期)

第5条 次期理事長の任期は、選出年度の3月31日までとする。

(副理事長選出)

第6条 理事の中より理事長の指名による。

(理事選出)

第7条 理事の選出はこの細則に基づいて理事会が行う。

- 1 理事は以下の基準のいずれかを満たす者とする。
 - 1) 歯科大学および大学歯学部において歯周病学を担当する教授
 - 2) 3年以上の評議員経験者で、歯周病学関連の研究教育に従事する教授
 - 3) 5年以上の評議員経験者で歯周病学関連の診療教育に従事する以下の基準のいずれかを満たす学外臨床医（主たる勤務が大学・大学病院の会員は除く）
 - ①日本歯周病学会指導医の資格を有している者
 - ②歯周病学領域の卒後研修などにおいて、指導的立場から歯科医師の診療および教育などに直接従事していて、業績がありその経験年数が10年以上ある者
 - 4) 5年以上の評議員経験者で、歯周病学関連の診療、研究または教育に従事する歯科衛生士
 - 5) 理事長の依頼により選出された以下の者
 - ①日本歯科衛生士会から推薦を得た歯科衛生士
 - ②専門医制度関連学会に関する細則第5条で承認された団体から推薦を得た同団体会員
- 2 理事の定員は以下のように定める。
前項 1), 2), 3), 4), 5) に該当する理事はそれぞれ29大学各1名、15名以内、10名以内、2名以内、各1名とする。
- 3 本細則第7条1項2), 3), ならびに4) の理事の選出は、別に定める内規に基づいて行う。
- 4 理事は任期中に担当講座を辞任した場合には、辞任時に理事の任期を解くものとする。なお、第7条1項2), 3), 4) の理事にあっては満70歳を定年とし、理事の任期中に70歳になった場合、その年度で任期満了とする。

5 選出された理事は評議員会、および総会において承認されたものとする。

6 この細則に定めるほか、理事選出に関する選挙に必要な事項は別に定める内規に従うものとする。

(常任理事選出)

第8条 理事長は副理事長、庶務、会計の各担当者および原則として各種委員会の委員長を選び、常任理事とし理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

2 常任理事の任期は2年とし、改選時には約半数交替を原則とする。

(監事の選出)

第9条 監事は以下の基準に従って選出する。

- 1) 理事長経験者
- 2) 理事10年以上経験者
- 3) 評議員15年以上経験者
- 4) その他上記と同等以上と認められる者

(常任理事会)

第10条 日本歯周病学会(以下「本学会」という。)に常任理事会を置き、この法人の運営に関する会務を行う。

2 常任理事会は、理事長、副理事長、次期理事長、前理事長、常任理事および監事ならびに理事長が要請した者により構成する。

3 理事長は常任理事会を招集し議長となる。

(会議への出席者)

第11条 定款第22条に定める本学会の会議に、それぞれに定めた構成員以外に次の者の出席を認める。

- 1) 前理事長
- 2) 次期理事長
- 3) 監事

2 本条で認めた出席者については、構成員の資格を有しない場合にはいずれの会議においても議決に参加することはできない。

(執行役員会)

第12条 会務の方向性を確認・執行するため「執行役員会」を組織する。構成員は、理事長、副理事長、庶務担当理事、会計担当理事に加え、体制1年目には前理事長が、体制2年目には選出された次期理事長が、および開催毎に理事長が指名した役員がこれに加わり、会務の方向性について確認・執行する。

第3章 評議員会

(評議員会の構成)

第13条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の開催)

第14条 評議員会は次に掲げる場合に開催する。

- 1 理事長が招集したとき。
- 2 理事会が必要と認め、臨時評議員会の招集の請求をしたとき。

(評議員会の招集)

第15条 評議員会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および協議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

2 理事長は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から90日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第16条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選で定める。

(評議員会の定足数)

第17条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会し議事を協議する事はできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

(評議員会の議事録)

第18条 評議員会の議事録は議長が作成しなければならない。

- 1) 日時および場所

- 2) 評議員総数、出席者数(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること)
 - 3) 協議事項
 - 4) 議事の経過の概要
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および評議員会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。
- (評議員選出)

第19条 評議員は学内(大学在籍者)および学外(勤務医、開業医その他)より、それぞれの基準に従って選出する。

第20条 学内評議員

- 1) 大学において歯周病学を担当している講座等(小講座あるいは大講座における分野等をいう)の教授、准教授および講師あるいは左記と同等と認められる者(但し、総計4名以内とし、歯周病専門医の資格を有している者とする)
- 2) 大学において、1)以外で歯周病学に関心をもち学術大会で研究発表している教授、准教授および講師とする(但し、1講座等の総計3名以内とする)
- 3) 大学等において歯周病学に関心をもち学術大会で研究発表している認定歯科衛生士(但し、各大学等において1名以内とする)

第21条 学外評議員

- 1) 正会員として連続10年以上会員歴を有し学術大会での研究発表または日本歯周病学会会誌に5編以上論文発表がある者
- 2) 歯周病専門医の資格を有している者
- 3) 上記と同等または同等以上と認められる者
- 4) その他、本学会に多大の功績があった者
- 5) 学内評議員が大学を退職した場合、1)、に該当するときは学外評議員に移行することができる
- 6) 連続10年以上会員歴を有し、学術大会での研究発表または学術誌に5編以上論文のある認定歯科衛生士。但し、本学会学術大会での研究発表または日本歯周病学会会誌に1編以上論文のこと
- 7) 本細則第7条1項5) の理事については上記6) の規定に関わらず学外評議員資格を付与する。

(評議員の推薦)

第22条 理事会は、理事より推薦された者から評議員を選出する。

- 2 理事が推薦できる評議員の数は以下の通りとする。
 - 1) 本細則第7条1項1) の理事は8名以内とする
 - 2) 本細則第7条1項2) の理事は2名以内とする
 - 3) 本細則第7条1項3) の理事は2名以内とする
 - 4) 本細則第7条1項4) の理事は2名以内とする
 - 5) 本細則第7条1項5) の理事には適用しない
- 3 理事長は、2項に定める以外に若干名の評議員の推薦を行うことができる。
- 4 新たに評議員の推薦を願い出る者は、あらかじめ理事会に別に定める被推薦者の履歴書を提出すること。

(評議員の任期)

第23条 評議員の任期は理事長と同じとし、特に定める場合以外は推薦を受けた理事の任期を越えないものとする。

- 2 任期を満了した評議員の再任は妨げないが、再任にあたっては理事からの推薦がなければならぬ。

(評議員資格の喪失)

第24条 評議員は、定款第20条4項による以外は次の場合に資格を喪失する。

- 1) 本人より辞任の申し出があった場合
- 2) 任期満了後に理事より再任の推薦がなかった場合
- 3) 推薦を受けた理事が退任した場合。但し、任期途中に理事の退任があった場合は理事長の任期に従うものとする
- 4) 学内評議員のうち第20条1) に定める者については、歯周病学の担当から外れる場合には、任期中に推薦を受けた理事の退任があつても第24条3) の定めに従わないものとし、評議員資格を喪失

する。し、第20条2)あるいは第21条5)に定める評議員への推薦があった場合にはその限りではない

- 5) 評議員会に連続3回以上欠席した場合。但し、留学などの正当な理由があるときはその限りではない。この場合は理由を理事長に申し述べた上、個々に審査を行うものとする

第4章 名誉会員

第25条 名誉会員の推薦基準は以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 理事長、学術大会会長、監事の経験者
- 2) 15年以上の評議員の経験を有し、かつ5年以上理事の任にあった者、または当該講座の教授職にあった者
- 3) 原則として定年に達した者で本学会に通算25年以上在籍し本学会の活動に貢献した者
- 4) 外国人で本学会の発展に貢献した者

第26条 名誉会員は理事あるいは評議員の申し出により常任理事会で前条各号について審議ののち理事会および評議員会の推薦に基づき総会の承認を得た者とする。

第27条 名誉会員は年度会費の納入は免除されるが、理事および評議員となることはできない。

第28条 名誉会員は、日本歯周病学会会誌の無料配布および学会からの通知をうけることができる。

第5章 委員会

第29条 理事長は必要に応じて各種委員会を設置することができる。

第30条 本学会に以下の常置委員会を置く。

- 1) 編集委員会 2) 教育委員会 3) 研究委員会 4) 医療委員会 5) 会則委員会
- 6) 倫理委員会 7) 歯周病専門医審査委員会 8) 認定医委員会 9) 用語委員会 10) 国際交流委員会 11) 学会あり方委員会 12) 歯科衛生士関連委員会 13) 臨床研修委員会 14) 広報委員会 15) 健康サポート委員会 16) 口腔インプラント委員会 17) ペリオドンタルメディシン委員会 18) 利益相反委員会 19) 医療安全委員会 20) 臨床データベース委員会 21) DX委員会

2 委員会規程等は別に定めることができる。

3 常置委員会は、常任理事会の議を経た上で、必要に応じて委員会内に専門事項を審議するための小委員会を置くことができる。

第31条 必要に応じて臨時委員会を置く。

(委員の選出)

第32条 各種委員会の委員は、常任理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第33条 委員の任期は役員に準ずる。

(定足数)

第34条 委員会は構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議決)

第35条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長の採決による。

第6章 学術大会、学術大会会長の選出および開催地

(学術大会会長の選出)

第36条 学術大会会長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(開催時期および開催地)

第37条 学術大会は春季および秋季の年2回開催するものとする。なお開催地については東日本、西日本で交互に開催することを原則とする。

(運営)

第38条 大会会長は理事長の旨を受けて担当学術大会の運営を総理する。但し、各賞受賞式における申し合わせ事項は別に定める。

第39条 学術大会における発表者のうち、筆頭者と責任者の計2名（筆頭者と責任者が同一の場合は1名）は会員でなければならない。

- 2 上記の日本歯周病学会会員には、法人会員は含まない。

第7章 歯周病専門医および認定医に関する事業

第40条 歯周病専門医および認定医に関する事業の規則および細則は別に定める。

第8章 認定歯科衛生士に関する事業

第41条 日本歯周病学会認定歯科衛生士に関する事業の規則および細則は別に定める。

第9章 機関誌

第42条 日本歯周病学会会誌を 6回以上発行し、会員に配布する。

第10章 表彰

第43条 本学会に寄与し、貢献したものを表彰する各賞の規程は別に定める

第11章 禁煙宣言

第44条 本学会は禁煙宣言(平成16年5月21日)を採択し、別に定める活動方針に従い、会員および日本歯周病学会の活動に参加する非会員に対して禁煙推進に努める。

第12章 國際交流

第45条 國際活動および国際協力を行うための国際交流の規程は別に定める。

第13章 役員および委員の旅費

第46条 役員、委員および理事会から依頼を受けた事務担当者が、理事会(常任理事会を含む)、各種委員会および会務のために出張する場合は旅費を支給する。但し監事および事務担当者を除き、春季および秋季学術大会と同時に開催の場合は支給しない。

第47条 旅費は必要に応じた交通費、宿泊費とし、日当は支給しない。細部は別に定める。旅行中本人の過失によらない事故等があり、財産の損失、傷害、死亡などがあつても、本会および出張依頼者は保証を行わない。

第48条 国外出張の場合は常任理事会で、その都度、協議決定し、理事会で承認を得るものとする。

第14章 慶弔の表意

第49条 本学会は目的達成に必要な事業の1つとして、学会名で祝意・弔意を表すことができる。なお慶弔の表意に関する内規は別に定める。

第15章 改正変更

第50条 この細則の変更は理事会の承認を得るものとする。

第16章 付則

第51条 この細則は平成15年4月25日から施行する。

- 2 この細則は平成17年9月20日に一部改正し施行する。
- 3 この細則は平成18年4月27日に一部改正し施行する。
- 4 この細則は平成19年5月17日に一部改正し施行する。
- 5 この細則は平成20年10月18日に一部改正し施行する。ただし本細則第18条から第23条に定める評議員制度については、平成22年4月1日をもって施行する。
- 6 この細則は平成22年5月13日に一部改正し施行する。
- 7 この細則は平成23年5月26日に一部改正し施行する。
- 8 この細則は平成23年9月23日に一部改正し施行する。
- 9 この細則は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
- 10 この細則は平成27年5月14日に一部改正し施行する。
- 11 この細則は平成28年5月19日に一部改正し施行する。
- 12 この細則は平成28年10月6日に一部改正し施行する。
- 13 この細則は平成30年5月31日に一部改正し施行する。
- 14 この細則は令和2年5月28日に一部改正し施行する。
- 15 この細則は令和3年5月20日に一部改正し施行する。
- 16 この細則は令和6年10月3日に一部改正し施行する。
- 17 この細則は令和7年8月8日に一部改正し施行する。